

平成29年11月30日(木曜日)

議事日程

平成29年11月30日(木)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 香取市東庄町病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 東庄町児童館運営協議会委員の選挙について
- 日程第11 各種審議会等委員候補者の選出について
- 日程第12 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度東庄町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第14 議案第28号 東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例  
を制定することについて
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会調査中の事件について)
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 議席の一部変更及び議席の指定について
- 追加日程第 4 副議長辞職の件
- 追加日程第 5 副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 土屋光正君

2番 宮澤 健君  
3番 佐久間 義房君  
4番 板寺 正範君  
5番 花香 孝彦君  
7番 大網 正敏君  
8番 高木 武男君  
9番 鈴木 正昭君  
10番 山崎 ひろみ君  
11番 土屋 進君  
12番 宮崎 正吾君  
13番 鎌形 寿一君  
14番 城之内 一男君

欠席議員

なし

出席説明員（5名）

町 長 岩田 利雄君  
副町 長 金島 正好君  
総務課 長 向後 喜一郎君  
病院事務 長 寺嶋 利和君  
教 育 長 五十嵐 正憲君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹本 忠男  
次 長 石毛 美恵子  
主 査 岩瀬 知博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

では皆様、おはようございます。本日は東庄町議会第1回臨時会にご参集いただき、ご苦労さまでございます。

開会に先立ち、議員各位にご了解をいただくことがあります。これは去る11月24日開催の議会運営委員会におきまして、申し合わせ事項として全会一致で決定した事項でありますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

まず、組合議員についてであります。組合議員のうち規約によりその任期が実質議員の任期となっている香取広域市町村圏事務組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員については、慣例により2年交代とし、辞職願を提出することにより、選挙を行うものとする。

次に、各種審議会等委員についても、条例により、その任期が実質議員の任期となっている総合計画審議会委員、青少年問題協議会委員については、慣例により2年経過の平成29年11月30日をもって辞任されたものとする。

従いまして、選出においては、再選される場合があるとしても、全ての新委員の候補者を選出の上、町長に推選する扱いとします。

最後に、監査委員については、これら議員役職の改選等により、変更の必要がある場合に限り、退職願を提出することとし、退職の場合、同委員の候補者を選出の上、町長に推選する扱いとする。

これらにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

それでは、以上3点を確認して、開会したいと思います。

ただいまの出席議員は全員、13名です。

ただいまから、平成29年東庄町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る10月20日にご逝去されました林俊之君のご冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと思いをします。全員起立願いをします。

(起立全員 黙祷)

議長（土屋 進君）

終わります。ご着席ください。

続いて、4番、板寺正範議員より追悼演説をしたいとの申し出がありますので、これを許します。

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

ただいま議長より報告がありましたように、当議会の文教福祉常任委員長、林俊之議員が、去る10月20日、逝去されました。

9月の定例会を無事終えたその日に体調を崩し、入院されました。入院中、何度か携帯で話をさせていただき、ご本人から大丈夫だよという声を聞いて、安心していましたので、今回の訃報を受けた時、まさかという以外、言葉が見つかりませんでした。

本日、ここに皆様の同意をいただき、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

林議員、林さん、俊之さん、新兵衛さん、そしてラバさん、長いお付き合いでしたね。一つ年上の先輩、中学校の頃は一つ年上という怖い顔をした先輩が沢山いました。その中で、林さんは自分を見つけると、「おお、板。」と少し笑いながら、よく声をかけてくれました。同級生の皆さんからは、親しみを込めて、ラバ、ラバと呼ばれていましたね。あの頃から温かい心を持った、信頼されるリーダーであったことを覚えています。

その後、社会人になってからは、仕事の面でも大変お世話になりました。付き合いをしている中で、林さんは、どうしたら相手の人が喜んでくれるのか、どうしたらそこに携わる人達が気持ちよく仕事や遊びが出来るのかということを常に考えている人なんだなということがよくわかりました。一言で言えば、気配りということですが、もっともっと深いものを感じました。

そして数十年が過ぎ、6年前の東庄町議会議員選挙、その数ヶ月前、まだ新人では立候補するという人が誰もいなかった頃です。自分の心の中に、そろそろ地域や町のために何か出来ることがあるのではないかという思いが強くなり、議員として働きたいと考えるようになりました。しかし、行政や地域のことを何も知らず、ぼっと出ていいものか、議員としての仕事がきちんと出来るのだろうかと何度も自問

自答を繰り返していました。そんな時、ラバさんが立候補するという話が飛び込んできました。うれしかった。ラバさんも同じ思いを持っていたんだ、これから同じ議員として働けるんだと、連絡を取ったわけではありませんが、おい、板、おまえも来いと、ぐっと背中を押された気がして、決心し、手を挙げる事が出来ました。

新人議員の時はわからないことばかりでしたが、同期の中で林さんがリーダー的存在であり、いち早く行動を開始しました。その背中を見ながら、そうか、そうなのかと勉強させていただきました。

議員活動を始めてしばらくした頃、考え方の違いから、大きな声で議論したことがありましたね。こちらは酒の勢いもあり、失礼な言葉で思いのたけをぶつけるような話し方をしてしまいましたが、林さんは冷静に対応してくれました。次の機会に林さんと会った時、ばつが悪そうな自分を察して、林さんの方から、「おお、板、板や。」と言って、普段どおり、普通どおりに話をしてくれたこと、本当にありがたく覚えています。

林さんは、どんな場面でも、そして良い悪いは別として、困っている人を見ると黙っていられますでしたね。機転を利かせて、大げさにではなく、何気なく、みんなが納得してしまうような、穏やかな方法で解決していききましたね。本当にお見事でした。そんな場面を経験したり、見たりした人は沢山いるのではないのでしょうか。それ故に、林さんの周りにはいつも沢山の笑顔が集まってきましたね。

人と人を気持ちよく結びつけ、より良い方向に進めていくその能力は、比類のない天性と言うべきもので、これまで手がけてきた婚活事業や郡上との交流、そして商工会長という立場でいかに発揮されていました。その事業も大きな成果を上げつつあると聞いています。まだまだこれから、ああしたい、こうしたいという思いが沢山あったでしょう。まさにその志半ばでと言わざるを得ません。林議員の居なくなった議会は、大きな穴がぽっかりあいてしまったようです。

しかし、これからも一步一步、確実に進んで行かなければなりません。あなたの思いを胸に、議員が一丸となって、明るく、元気な東庄町を目指し、働いていきます。これからは少し高いところから、我が東庄町を見守ってください。林さんが温かい心を持った素晴らしい議会人であったことを忘れません。長い間、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈りし、哀悼の言葉といたします。

同期生、板寺正範。

議長（土屋 進君）

これで追悼演説を終わります。

全員起立して、御遺影にお向かいください。

一同、礼。

ご着席ください。

ここで暫時休憩といたします。なお、この休憩の時間に故林俊之議員の奥様、林美知子さんより謝辞がございます。

（午前 10 時 12 分 休憩）

（午前 10 時 15 分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第 121 条第 1 項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番 佐久間義房君、10 番 鈴木正昭君、兩名を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

ここで私は議長の辞職願を提出してありますので、議長職を副議長と交代させて

いただきます。

副議長（山崎ひろみ君）

それでは、議長交代ということで、よろしくお願いいたします。

議長土屋進君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、土屋進君の退場を求めます。

（土屋 進君退場）

副議長（山崎ひろみ君）

職員に辞職願を朗読させます。

（事務局朗読）

副議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

土屋進君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、土屋進君の議長辞職を許可することに決定しました。

土屋進君の入場をお願いします。

（土屋 進君入場）

副議長（山崎ひろみ君）

それではここで、土屋進君のご挨拶をお願いいたします。

登壇してお願いいたします。

14番（土屋 進君）

皆様、私こと議長を退任するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この2年間の任期、いまだ未熟、浅学菲才な私が全う出来ました由、皆様方のご支援、ご協力を賜りました事へ心より感謝と御礼を申し上げます。

尚、今後も一議員といたしまして、町民の為に努力致してゆく所存でございます。

結びになりますが、いにしへの聖徳太子の17条の憲法の条文の第1条、「和を以て貴しとなす」を教訓といたしまして、東庄町のご発展と議会の進展そして、明日から師走となり、慌ただしくなるうかとは思いますが、ご参会の皆様方におかれましては、健康に留意されてのご活躍をご祈念申し上げまして、退任の挨拶といたします。有り難うございました。

副議長（山崎ひろみ君）

土屋進君の議長辞職により、議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（山崎ひろみ君）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番 板寺正範君及び9番 高木武男君を指名します。



投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

副議長(山崎ひろみ君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山崎ひろみ君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(山崎ひろみ君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

副議長(山崎ひろみ君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山崎ひろみ君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。板寺正範君及び高木武男君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長(山崎ひろみ君)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票。有効投票のうち、城之内一男君7票、鈴木正昭君5票、宮崎正吾君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、城之内一男君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

( 議場開鎖 )

副議長 ( 山崎ひろみ君 )

議長に当選されました城之内一男君が議場におられます。本席から会議規則第3条第2項の規定により当選の告知をいたします。

城之内一男君、ご挨拶をお願いいたします。

新議長 ( 城之内一男君 )

ただいまの選挙の結果によりまして、議長に選任されました。先輩方が名乗りを上げている中で、ご支持をいただきまして、ありがとうございました。

もとより微力でございますので、議長の職責の重さ、使命の重大さに身を引き締める思いであります。微力ながら一生懸命努めてまいりますので、皆様方のご支援、ご協力をお願いして、議会の円滑な運営、またそれぞれの議員の立場を尊重して、円満に融和をもって、しっかりした議会運営に、微力ではございますが、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町にとっても、小学校の統合、給食センター建設、また過疎指定された中、過疎地域計画がこれから進められます。大変厳しい中、議会は合議制の機関であるところに一番特徴があります。議員同士が十分な議論を続け、それぞれの意見を尊重し、それぞれの立場を理解して、円満に融和をもって議会運営に皆様のご支援、ご協力をお願いします。

改めて皆様のご協力をお願いして、挨拶といたします。よろしくお願ひします。

副議長 ( 山崎ひろみ君 )

これをもちまして、議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

それでは、城之内議長、議長席にお着き願ひます。

議長 ( 城之内一男君 )

それでは、何分不慣れでございますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。

( 午前10時40分 休憩 )

( 午前10時50分 再開 )

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席の一部変更及び議席の指定を行いたいと思います。

お諮りします。

議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更及び議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長の議席を14番にして、また議員の経験年数等を考慮し、議席を11番土屋進君、10番山崎ひろみ君、9番鈴木正昭君、8番高木武男君に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、14番城之内一男、11番土屋進君、10番山崎ひろみ君、9番鈴木正昭君、8番高木武男君に変更します。

ただいま議席を変更された議員はそれぞれの議席に着席をお願いします。

副議長、山崎ひろみ君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変

更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎ひろみ君の退場を求めます。

(山崎ひろみ君退場)

議長(城之内一男君)

職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

お諮りします。

山崎ひろみ君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、山崎ひろみ君の副議長辞職を許可することに決定しました。

山崎ひろみ君の入場をお願いします。

(山崎ひろみ君入場)

議長(城之内一男君)

それではここで山崎ひろみ君のご挨拶をお願いいたします。

10番(山崎ひろみ君)

この2年間、土屋議長のもと、副議長として支えてきたつもりではございましたけれども、まだまだ力及ばず、この議会の中をまとめることが出来なかったと深く反省しております。

これから議長、副議長になられる方は、より皆さんの意見を聞きながら、円滑に、そしてまた私達の本分である議員の使命というものを全員忘れずに邁進して行っていただきたいと思います。

本当に言葉足らずですけれども、これからも一議員として町の議会のため、町民のために一生懸命働いてまいる決意ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

議長(城之内一男)

山崎ひろみ君の副議長辞職により、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5、副議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員数は13人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番 花香孝彦君及び7番 大網正敏君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

議長(城之内一男君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(城之内一男君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

議長(城之内一男君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。花香孝彦君及び大網正敏君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(城之内一男君)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票のうち、高木武男君7票、鈴木正昭君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、高木武男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(城之内一男君)

副議長に当選されました高木武男君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

高木武男君、ご挨拶をお願いします。

新副議長(高木武男君)

ただいま選挙の結果、副議長に当選しました。これからの議会、議長と共に町民のための、町民が納得するような議会運営を是非やっていきたいと思っております。皆様のご協力、ご指導、よろしく申し上げます。

以上です。

議長(城之内一男君)

日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

ここでお諮りします。常任委員会委員等の選考につきましては、選考委員により協議したいと思います。また、選考委員については、議長より指名したいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

それでは指名します。11番 土屋進君、13番 鎌形寿一君、10番 山崎ひろみ君、以上3名を指名いたします。

選考委員と議長、副議長により、協議したいと思います。会議室2へご参集願います。

なお、選考委員以外の各議員については、議員控室にて待機をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時42分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考が終わりましたので、指名表をお配りします。

(指名表配付)

議長(城之内一男君)

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、常任委員会委員は配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで各常任委員会を開催して、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

まず、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会をお願いします。総務産業常

任委員会は会議室 1、文教福祉常任委員会は会議室 2 へご集合願います。

続きまして、議員控室におきまして、予算決算常任委員会をお願いします。

また、各常任委員会では慣例により、正副委員長の互選と併せて、議会運営委員の選出もお願いします。

ここで暫時休憩とします。

なお、議会広報編集委員につきましては、引き続きお願いいたします。

(午前 11 時 45 分 休憩)

(午後 1 時 30 分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました各常任委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告いたします。

初めに、委員長について申し上げます。総務産業常任委員長、佐久間義房君、文教福祉常任委員長、大網正敏君、予算決算常任委員長、板寺正範君。

次に、副委員長について申し上げます。総務産業常任副委員長、宮崎正吾君、文教福祉常任副委員長、宮澤健君、予算決算常任副委員長、鈴木正昭君。

以上で報告を終わります。

日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで指名表をお配りします。

(指名表配付)

議長(城之内一男君)

議会運営委員会委員の選任については、東庄町議会委員会条例第 5 条の規定により、お手元に配付した指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、配付した指名表のとおり選任することに決定しました。



ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。  
議会運営委員会委員は、会議室 2 へご集合願います。

ここで暫時休憩とします。

(午後 1 時 3 2 分 休憩)

(午後 1 時 5 2 分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。

報告いたします。

議会運営委員長、花香孝彦君。議会運営副委員長、山崎ひろみ君。

以上で報告を終わります。

ここで、正副委員長互選結果表をお配りします。

(正副委員長互選結果表配付)

議長(城之内一男君)

ここで、各委員長からご挨拶をお願いします。

初めに、総務産業常任委員長、佐久間義房君。

3 番(佐久間義房君)

総務産業委員長に任命されました佐久間義房です。若輩者でありますけど、それなりに歳もっておりますけど、誠心誠意を持って任務に邁進していきたいと思えます。ひとつ皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長(城之内一男君)

次に、文教福祉常任委員長、大網正敏君。

7 番(大網正敏君)

先程、文教福祉常任委員会にて委員長の選任を受けました大網であります。重い役で、身が細くなるほど引き締まるかなと思っておりますが、自分の力を全て出し切って、スムーズな委員会活動を進めてまいりたいと考えております。まだまだ若輩者でございますので、皆様方のご指導、それとご理解とご協力のほど賜りたく、

よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

次に、予算決算常任委員長、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

予算決算常任委員会委員長をお受けしました板寺です。このような重い、責任ある仕事を全うしていけるかどうか不安はありますけれども、皆様のご協力をいただいで、活性化した予算、それから決算の委員会、これを目指して頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（城之内一男君）

次に、議会運営委員長、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

議会運営委員長に推選いただきました花香です。議会を円滑、しかも効率的な運営となるように全力で頑張りたいと思いますので、先輩議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

議長（城之内一男君）

各委員長の挨拶が終わりました。これから組合等議員及び各種審議会等の委員候補者の選考を行いたいと思います。選考委員は会議室2へご集合をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時28分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、香取市東庄町病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

香取市東庄町病院組合議会議員に城之内一男、高木武男君、宮崎正吾君、大網正敏君、板寺正範君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した城之内一男、高木武男君、宮崎正吾君、大網正敏君、板寺正範君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました城之内一男、高木武男君、宮崎正吾君、大網正敏君、板寺正範君が香取市東庄町病院組合議会議員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第8、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に鈴木正昭君、宮澤健君、城之内一男を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した鈴木正昭君、宮澤健君、城之内一男を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました鈴木正昭君、宮澤健君、城之内一男が香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に高木武男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した高木武男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました高木武男君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10、東庄町児童館運営協議会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

東庄町児童館運営協議会委員に土屋光正君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した土屋光正君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました土屋光正君が東庄町児童館運営協議会委員に当選

しました。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

なお、香取広域市町圏事務組合議会議員3人のうち一人及び東総広域水道企業団議会議員については、規定により議長職をもって組合議員に充てるものとされていますので、ご報告します。

以上の選挙の結果を配付いたします。

(選挙結果配付)

議長(城之内一男君)

日程第11、各種審議会等委員候補者の選出を行います。

お諮りします。

各種審議会等委員候補者の選出については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

指名表を配付させます。

(指名表配付)

議長(城之内一男君)

お諮りします。

ただいま配付しました指名表記載のとおり、各種審議会等委員候補者を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

よって、指名表記載のとおり各種審議会等委員の候補者を選出することに決定しました。

日程第12、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員をお願いしております平野義直さんが平成29年12月3日をもって任期満了となることから、新たに伊藤正己さんを選任いたしたく、提案するものがあります。

伊藤さんは、前任の平野さんと同じく永きにわたり金融機関に勤務をされており、豊富な知識と経験を有する方です。固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、同意をいただけますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号は、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第13、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度東庄町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第6号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計補正予算（第3号）の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,612万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、衆議院が9月28日に解散となり、10月22日に総選挙を行うこととなったため、その執行経費の補正となっております。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第3号）について内容を説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたように、10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴う経費の補正でございまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、9月28日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、歳出から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

2款・総務費、4項・選挙費、3目・衆議院議員総選挙費を新たに設け、人件費や物件費等の必要経費をそれぞれの節に1,343万7,000円、計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。8ページをお願いいたします。



15款・県支出金、3項1目・総務費委託金で、1,136万円は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき交付予定のものでございます。

なお、歳入が歳出に不足する207万7,000円につきましては、19款・繰越金より前年度繰越金を補正いたしました。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東庄町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第6号は承認することに決定しました。

日程第14、議案第28号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第28号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

この条例は、東庄病院の医師確保を目的に制定するものでございます。その概要でございますが、医学生、あるいは後期研修医を対象に奨学金等を貸し付け、後に一定期間を東庄病院に勤務していただき、貸付金の返済を免除するというものでございます。

なお、詳細につきましては、病院事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、議案第28号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

最初に、条例制定の趣旨について申し上げます。

現在、東庄病院の常勤医師は4名で、うち2名につきましては、千葉県からの自治医科大卒業医師の派遣に頼っております。

この派遣は保障されているものではなく、医師の確保につきましては、常に不安を抱えている状況でございます。この状況はずっと以前から続いておりまして、平成19年度に医師確保対策として、東庄病院医師養成事業実施規則を制定しましたが、規則では制度として不十分でありますので、条例化するものであり、条例の内容につきましては、千葉県及び県内国保病院の医学生等に対する貸付制度を参考としております。

また、この時期に条例を制定させていただく理由といたしましては、研修医の研修制度によるものであります。平成30年4月から開始される新しい専門医制度の研修に参加しようとする研修医につきましては、平成29年度中に研修プログラム

に登録をし、採用が決定されます。

この登録期間中に条例を制定、研修資金の貸付制度を研修医にPRすることで、医師の確保を図りたいと考えております。

以上が条例制定の趣旨でございます。

続きまして、条例の内容について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、目的について規定してございます。東庄病院における医師の確保を図るため、医学生に修学に必要な資金を、また、専門医の認定取得を目指す研修医には研修期間中の資金を貸し付けし、後に東庄病院で勤務してもらおうとするものでございます。

第2条は、条文に出てくる主要な文言を定義してございます。

第3条では、貸付対象者と貸付金の名称を規定しております。貸付対象者は、医師を目指す大学生と後期研修医で、貸付金の名称は、大学生は大学生奨学金、後期研修医は、後期研修医研修資金と規定してございます。

第2項で、大学生に対しては修学一時金を貸し付けることが出来るものとしてございます。

16ページをお願いいたします。

第4条は、貸付金額を規定しております。大学生奨学金は月額20万円、後期研修医研修資金は月額30万円、修学一時金は1,000万円以内を予定しております。

第5条は、貸付期間を規定しております。大学生奨学金が6年、後期研修医研修資金は4年を限度とする予定でございます。

第6条では、貸し付けの申請及び決定について定めておりますが、各様式につきましても、規則で定めることとしております。

第7条は、貸し付けの休止及び中止について規定しております。

第1項で貸し付けの休止、一時的な中止でございますが、これについて規定しており、大学生の場合は休学もしくは停学、後期研修医の場合は研修を中断することとなった時、該当月から貸し付けを中止するものとしております。

第2項では、貸し付けの中止、貸し付けを終了することについて規定しており、各号で事由を定めております。

17ページをお願いいたします。

第8条では、償還の免除について規定しております。

第1項では、大学生奨学金及び後期研修医研修資金の元金及び利息の支払いの全額免除について、第2項では、支払いの債務の全部、または一部免除について定めております。

18ページをお願いいたします。

第9条は、償還について規定しております。

第1項では、修学一時金の償還について、第2項及び第3項では、償還金等の利息について定めております。

第10条は、奨学金等の償還及び利息の支払いの猶予について規定しております。

第11条は、規則への委任について規定してございます。

19ページをお願いいたします。

最後に附則でございますが、附則1で条例の施行期日を平成30年4月1日とし、附則2及び3で、償還にかかる利息の割合等の特例を定めております。

この条例に伴う予算措置につきましては、新年度当初予算として、平成30年3月議会に上程をさせていただきます。

この条例の制定により、申込者があり、医師確保が図れることを期待するものでございます。

なお、募集につきましては、募集要領等を病院ホームページに掲載する予定でございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

この条例の一番最初の条例の名称のところに、奨学金等となっております。等、これは奨学金の他に、どういうものがあるのでしょうか。

議長（城之内一男君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

その奨学金等の他の意味なんですが、まず、大学生は奨学金というものと、後期研修医に対しては研修資金がございます。また、大学生奨学金を受ける方については、修学一時金を貸し付けすることが出来るということで、等を入れさせていただいております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第28号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条件を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

ここで議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出書を配付します。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

正副議長さんを初め、それぞれの役職が滞りなく選出されました。誠にご同慶に堪えない次第でございます。

また、提案をさせていただきました案件も、議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決、同意、承認をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、衆議院議員選挙も終わり、新内閣が発足をいたしました。安倍総理は、少子高齢化への対応などを前面に出して、教育無償化等の具体策を政策パッケージとして年内に策定する意向を示しております。

当町におきましても、議会を初め、町民の皆様と知恵を出し合って、諸般の施策を進めてまいりたいと考えております。

来月には、早速12月定例会が予定をされております。議長さんを中心として、一致団結をされまして、議員活動に励まれ、町発展のために一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

ありがとうございました。それでは、私からも閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

今回の改選によりまして、新たな体制で12月定例会に臨むことになりました。不慣れな中、皆様のご支援、ご協力をいただき、円滑な議会運営、また議員同士、十分な議論を尽くして、円満に、柔和なというか、寛容な心を持って議会運営に臨みたいと思います。

また、前議長の土屋さん、それと副議長の山崎さんには、これからもその経験を生かして、ご指導、お教え願えればと思います。町政の発展のために皆さんの活躍を祈念して、挨拶といたします。

以上で平成29年度東庄町議会第1回臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時02分 閉会)